

個人情報保護法制の一本化と自治体個人情報保護条例の国基準化

[1] デジタル化のための円滑な個人情報流通をめざす個人情報保護法制一本化

デジタル化や個人情報の利活用の支障になっているとして、個人情報保護法制を一本化して個人情報の流通と利活用を「円滑化」する法案を、2021年の通常国会に提案しようとしている

(1) 個人情報保護規定の統合化

- | | | |
|-----------------------------|-------|--------------------|
| 1) 個人情報保護法＝基本理念＋民間＋マイナンバー事務 | } 一本化 | } 個人情報保護委員会が一元的に所管 |
| 2) 行政機関個人情報保護法 | | |
| 3) 独立行政法人等個人情報保護法 | | |
| 4) 各自治体の個人情報保護条例……………共通ルール化 | | |

(2) 個人情報保護法制見直しの理由…利活用のため保護3法を「緩い方」に揃える

* 2015改正個人情報保護法附則(2017年施行)＝3年毎の見直し規定

* 「個人情報保護制度の見直しに関する検討会中間整理」(2020. 8)

- ・ 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景に、官民の枠を超えたデータ利活用が活発化しており、現行法制の縦割りに起因する規制の不均衡や不整合がデータ利活用の支障に
- ・ 国境を超えたデータ流通 ⇒ G D P R など国際的制度調和の必要

(3) 今回の見直しの中心課題

1) 医療・学術分野における(保護3法の)規律の官民統一

- ・ 民間か公的部門かにより規制が異なり連携医療や共同研究に支障
- ・ 匿名加工情報(民間)と非識別加工情報(公的部門)が分かりにくく利活用に支障
- ※匿名加工情報は個人情報として扱わない⇔非識別加工情報は個人情報(照合可能性有り)
- ⇒公的部門でも原則として民間部門と同様の規律を適用

2) 円滑な利活用の支障になっている自治体条例の共通ルール化

行政デジタル化を含め社会全体のデジタル化を強力に進めていくことが政府方針
⇒データ利活用の円滑化への取組を一層加速させる必要

(4) 国に先行して独自に制定されてきた個人情報保護条例⇒「2000個問題」として問題視

〔電算処理を対象とした条例＝1975国立市、1976世田谷区はじめ23区や全国で次々制定
個人情報保護条例＝1980春日市、1985川崎市(政令市初)、1990神奈川県(都道府県初)〕

- ・ 国
〔1988行政機関(電算処理)個人情報保護法
1999住基法改正→2002住基ネット開始→2003個人情報保護法
2013番号法成立＝特定個人情報保護委員会、2015番号利用拡大法＝個人情報保護法改正〕

※「検討に当たっては、地方公共団体において大量の個人情報を保有しており、当該個人の権利利益の保護に向けて、これらの取扱いに関し、各地方公共団体が独自に条例によるルール化を図ってきた経緯があることに鑑み、各地域における独自の保護・活用の要請に配慮するとともに、これまでの地方公共団体における個人情報保護行政実務の積み重ねや、情報公開制度など他の事務への影響に十分に配慮し、制度の安定性を確保する必要」(「中間整理」42頁)

⇒「地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会」(事務局：個人情報保護委員会)
4回開催 ((1)2019.12/2 (2)2020.1/29 (3)5/25 (4)7/3))

個人情報保護共通ルール

関連3法統合

医療・災害時活用

来年に改正案

政府が、来年の通常国会に提出する個人情報保護法改正案の概要が分かった。民間事業者、国の行政機関、独立行政法人の三つに分かれている法律を統合し、地方自治体ごとに条例で定める個人情報保護の制度に共通ルールを設定することが柱だ。官民で異なる個人情報の定義を統一することで、現行法制の「縦割り」が阻んできた医療分野のデータ活用や災害時の個人情報提供などが進むことになる。

自治体に条例改正求める

改正案では、民間事業者に適用される「個人情報保護法」と、国が対象の「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」の3本の法律を個人情報保護法にまとめる。現行では個人情報保護委員会と総務省が分担している所管を、同委員会に一元化する。

地方自治体ごとに異なる制度に関しては、改正案で全国的な共通ルールを設け、条例がこれに合わない場合は改正を求める。新たな運用指針を作り、法律の範囲内で独自の保護措置も認める方向だ。国の規定にはない性的少数者（LGBT）を対象にしたパートナーシップ制度などを特別に

設けている場合を想定している。

個人情報保護に関する法令は、国と47都道府県、1718市町村、特別区などで異なるため、「2000年問題」と呼ばれ、懸案となっていた。

実際、災害時には、個人情報の取り扱いの違いが壁

となり、被害者情報を民間支援団体と共有できなかったり、行方不明者の氏名公表で自治体の対応が分かれ

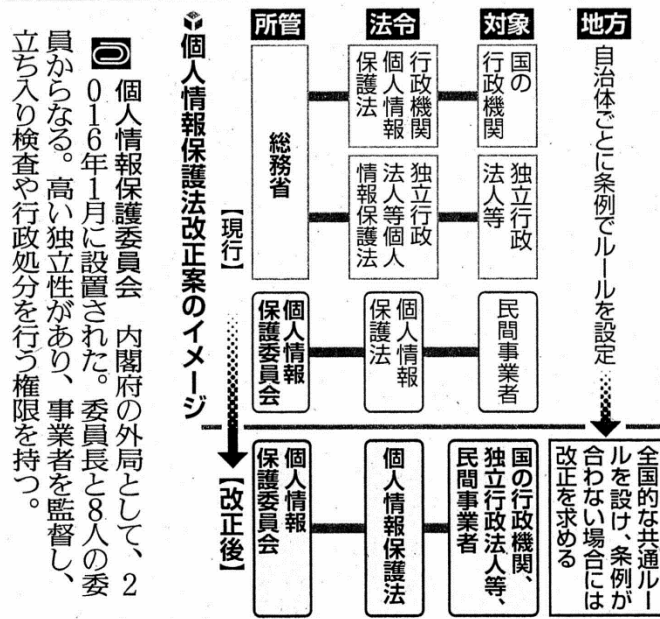
たりする問題が起きていた。新型コロナウイルスの感染拡大を巡っても、感染者情報を一括管理するためのシステム利用が進まない弊害が生じており、「個人情報の定義が統一されると、こうした問題が改善される」（政府関係者）としている。

菅首相は「デジタル庁を創設し、行政のデジタル化を進めることを看板政策

に掲げている。見直しによって、国や地方自治体などでバラバラとなっていた個人情報保護の法体系を整理し、システムの標準化を進めやすくする狙いもある。個人情報保護制度の抜本的な見直しを行うのは、国際基準に合わせる意味合いもある。欧州連合（EU）は2018年に個人情報のルール「一般データ保護規則（GDPR）」を施行し、EU域外とのデータ流通を

規制している。政府は改正案によって個人情報保護委員会を一元的な監督機関とすることなどで、GDPRへの適合を目指すと考えている。

2020年
10月25日
読売新聞
朝刊一面



[2] 自治体の個人情報保護条例の「共通ルール」化

(1) 自治体の条例制定状況（総務省資料2019. 12. 2）

- ・個人情報保護法が成立した2013年に、都道府県100% 市区町村73. 6%が制定済
- ・独自の規定として外部オンライン結合制限、センシティブ情報収集規制、死者情報等

(2) 「共通ルール化」の内容＝規定のほとんどすべてを「国・（民間）の規律の適用」に

- ・審議会等の開示決定等の当否に関する個人情報保護委員会の関与は、引き続き検討
- ・法律の施行期日は、地方公共団体の必要な準備に十分配慮
- ・条例の独自保護措置＝特に必要な場合に限り最小限に規定し、個人情報保護委員会に届出

(3) 産業界の見直し要求（個人情報保護制度の見直しに関する検討会 第7回2020. 9. 7）

日本経団連、新経済連盟からのヒアリングでの意見

DXの実現にむけて、さらなるデータ利活用の促進が大きな鍵

条例の差異（「2000個問題」）で官－官・官－民の円滑な情報流通を阻害

データ流通基盤として統一的な法体系が必要不可欠。ゴールを切って一刻も早く検討を

オンライン制限はGIGAスクール、オンライン教育、医療、MaaS、スマートシティに逆行・阻害

(4) 争点としての「外部オンライン結合制限規定」

自治体の電算化を国民総背番号制につなげず、自治体の責任で人権を守るための住民との約束
国と同様の安全確保措置、目的外利用・提供制限で代替を求める

[3] 「共通ルール化」の何が問題か

(1) 住民情報を利活用の対象として見ている＝住民との信頼関係を損なう

住民は特定のサービスや法令のために、その目的で使われる前提で個人情報を提供している

「まずは、自らの情報を取得され利用される個人の目線から、制度の合理性等の検討がなされる必要がある」（懇談会第3回資料2）と言いながら、利用する側（企業・研究者・他行政機関）目線に

(2) 「共通ルール化」の理由は、「デジタル化のために自治体毎の相違が支障に」だけ

・「保護水準を満たさない団体」⇒水準をあげる支援でOK (rf. セキュリティ対策のように)

・「国際的な制度調和」⇒条例の委員会提出・チェックでOK (rf. 特定個人情報保護評価)

むしろ自治体の条例に学び、国の個人情報保護の規律の強化を（利活用の審議会への諮問等）

(3) デジタル化政策による性急で強引な検討過程

「懇談会」開始したばかりの第4回に事務局が一方的な「論点整理」提出……自治体から怒り
全国知事会「議論が深まらないまま実務的論点として「検討会」へ報告されることに懸念。

懇談会の議論の結果として取りまとめたものではないということを確認

全国市長会「これが地方全体の意見と受け止められないように」

全国町村会「一定の方向性が記載されているように受け取れる点はなかなか承服できない」

総務省「3団体の御意見を十分にお含みおきをいただいで御対応いただきたいと強く思う」

(4) 地方自治、住民自治を損なう

住民が自分の情報の扱われ方を自ら決めることが条例の意義

個人情報保護法第5条・11条は、自治体の区域の特性に応じた施策・保護措置を求めている

自治体の業務システムの標準化と一体で、データ連携の円滑化を目的に

【「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」で示された案】

地方公共団体の個人情報保護制度の検討の方向性

10月8日第6回
検討会資料(抜粋)

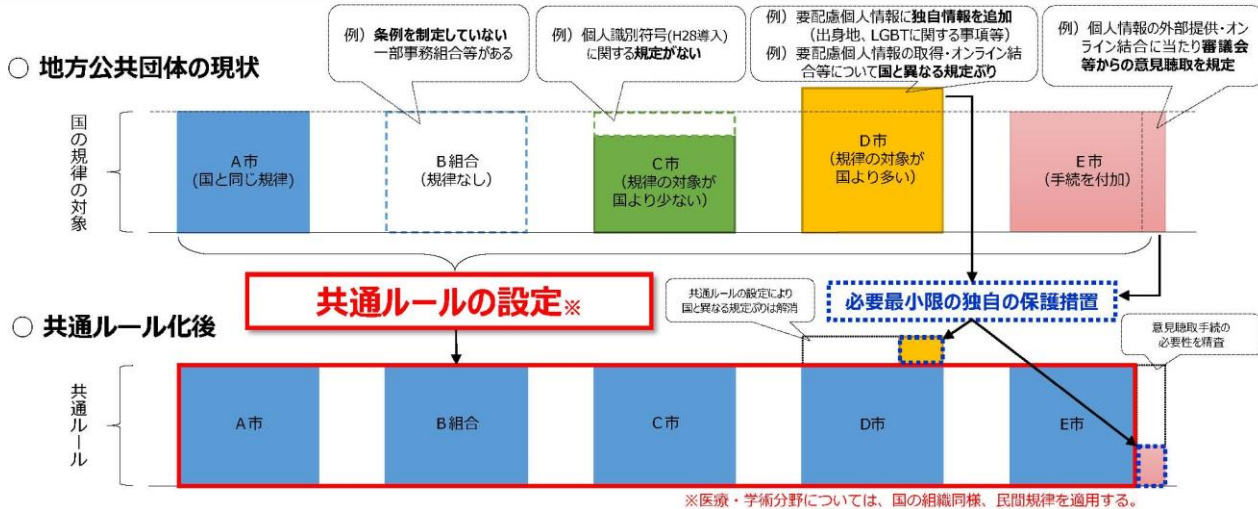
12

＜地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの＞

- 1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 2 個人情報保護に関する国際的な制度調和
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・OECDプライバシー・ガイドラインとの整合

＜検討の方向性＞

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容
 - 例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 - ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定



地方公共団体の個人情報保護制度に関する法制化について（素案）

1

趣旨

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立が要請される中、
 - ・団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障となりうる
 - ・求められる保護水準を満たさない団体がある 等の指摘。（いわゆる「2000個問題」）
- 独立した機関による監督等を求めるEUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定など国際的な制度調和の要請。
- こうした課題に対応するため、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドライン等を示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保。

素案

- ① 適用対象
 - ・地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を対象とし、国と同じ規律を適用
 - ・病院、診療所及び大学については、民間部門と同じ規律を適用
 - ※⑤、⑥に係る部分は除く
- ② 定義の一元化
 - ・個人情報の定義について、国・民間部門と同じ規律を適用
 - 例：容易照合可能性、個人識別符号、要配慮個人情報 等
- ③ 個人情報の取扱い
 - ・個人情報の取扱いについて、国と同じ規律を適用
 - 例：保有の制限、安全確保措置、利用及び提供の制限 等
- ④ 個人情報ファイル簿の作成・公表
 - ・個人情報ファイル簿の作成・公表について、国と同じ規律を適用
 - ※個人情報ファイル簿の作成等を行う個人情報ファイルの範囲は国と同様（1,000人以上等）とする
 - ※引き続き、個人情報取扱事務登録簿を作成することも可能
- ⑤ 開示、訂正及び利用停止の請求
 - ・自己情報の開示、訂正、利用停止の請求権、要件、手続きは、法律で、又は国の規定に準じて条例で規定
- ⑥ 非識別加工情報の提供制度の導入
 - ・非識別加工情報の提供制度（定期的な提案募集）について、国と同じ規律を適用
 - ※ただし、経過措置として、当分の間、都道府県及び指定都市について適用することとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することを可能とする
- ⑦ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係
 - ・個人情報保護委員会は、地方公共団体における個人情報の取扱い等に関し、国の行政機関に対するものに準じた監督を行う
 - ・地方公共団体は、個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に対し、助言その他の必要な支援を求めることが可能
 - 例：個人情報の提供を行う場合、非識別加工情報の作成を行う場合 等
- ⑧ 施行期日等
 - ・施行期日は、地方公共団体において必要な準備に十分配慮して設定
 - ・国は、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、地方公共団体の準備等について必要な助言（ガイドライン等）を行う
 - ※地方公共団体が条例で定める独自の保護措置について
 - ・特に必要な場合に限り、条例で、独自の保護措置を規定
 - ・条例を定めたときは、その旨及びその内容を個人情報保護委員会に届出